

# 人事委員会年報

平成27年度

札幌市人事委員会

# 目 次

<b>I 委員会</b>	1
1 委員	1
2 委員会の開催状況	1
<b>II 事務局</b>	5
1 組織	5
2 主な事務分掌	5
3 予算	5
<b>III 任用</b>	6
1 採用	6
2 昇任	8
3 転任（選考）	9
4 任命権者に委任している任用	9
<b>IV 給与、勤務時間その他の勤務条件</b>	12
1 職員の給与に関する報告及び勧告	12
2 職員に関する条例の制定、改廃に関する意見の申出	20
<b>V 公平審査</b>	22
1 勤務条件に関する措置要求の審査	22
2 不利益処分に関する不服申立ての審査	22
3 職員からの苦情の処理	22
<b>VI 職員団体</b>	23
1 職員団体の登録	23
2 管理職員等の指定状況	24
<b>VII 労働基準監督機関</b>	25
1 適用事業所の号別決定	25
2 職権行使の状況	26
<b>VIII 公平委員会の事務の受託</b>	26
1 本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体	26
2 受託事務の内容	26
<b>参考資料</b>	
第1表 職員の構成	29
第2表 公民較差の推移	33

# I 委 員 会

## 1 委 員 (平成28年6月3日現在)

職 名	氏 名	就 任 年 月 日	任 期	備 考
委員長	大塚 龍児	平成25年11月1日	4年	大学教授 再 任 ( 委員就任 H9.11.1 ) 非常勤 ( 委員長就任 H22.11.1 )
委 員	濱田 雅英	平成26年11月1日	4年	会社社長(元札幌市交通事業管理者) 再 任 (当初就任 H22.11.1) 非常勤
委 員	祖母井 里重子	平成28年6月3日	4年	弁護士 新 任 (当初就任 H28.6.3) 非常勤

## 2 委員会の開催状況 (平成27年度)

### (1) 委員会の活動状況

活 動 内 容	活動回数	備 考
委 員 会 会 議	23回	
公平審査口頭審理等	0回	
市 議 会 出 席	26回	
会 議 ・ 研 修 会	3回	・ 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議 (4/15・東京) ・ 全国人事委員会連合会総会 (6/12・東京) ・ 全国人事委員会連合会公平審査事務研修会 (7/9~7/10・名古屋)
議案事前検討・事前審議	13回	
その他の委員会活動	8回	・ 給与に関する勧告報告手交式 (9/18) ほか

### (参考) 人事委員会開催回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	議題数
平成25年度	2	2	3	2	2	3	1	4	2	2	2	3	28	116
平成26年度	2	2	2	3	3	2	2	2	2	2	1	2	25	100
平成27年度	2	1	2	1	2	3	2	2	2	1	2	3	23	81

(2) 委員会会議の開催状況

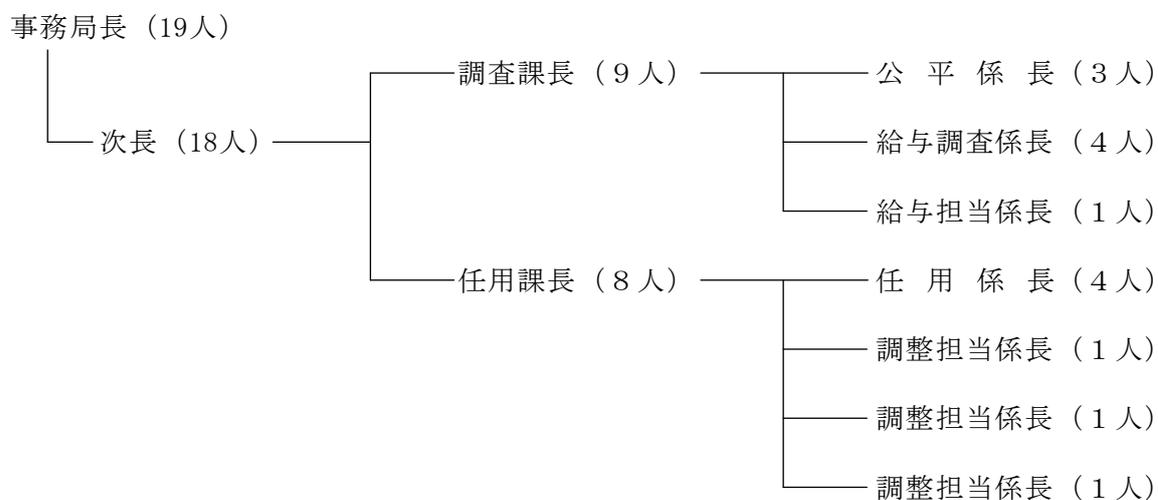
No.	開催年月日	審 議 案 件
1	27.04.09	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事委員会事務局職員の人事発令について</li> <li>・「人事委員会事務局実施プラン（平成26年度）の期末報告について</li> </ul>
2	27.04.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験の実施について</li> <li>・札幌市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>・人事委員会事務局職員の人事発令について</li> <li>・平成27年職種別民間給与実態調査の実施概要について</li> <li>・職員の苦情相談に係る処理の状況について（平成26年度）</li> <li>・平成27年度係長職候補者試験の日程について</li> </ul>
3	27.05.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員の昇任選考について</li> <li>・任命権者に委任している競争試験等の実施結果について（平成26年度後期）</li> </ul>
4	27.06.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部、社会人経験者の部）試験の実施について</li> <li>・平成27年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験申込状況</li> <li>・公益的法人等への札幌市職員の派遣等の報告（平成26年度）について</li> <li>・解雇予告除外認定について</li> </ul>
5	27.06.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員の採用選考について</li> <li>・現業職員（高速電車車掌職）の採用選考基準の変更について</li> </ul>
6	27.07.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験第1次試験の受験状況及び実施結果について</li> <li>・平成27年職種別民間給与実態調査の実施状況について</li> <li>・平成27年札幌市職員給与実態調査の概要について</li> </ul>
7	27.08.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度身体に障がいのある方を対象とした札幌市職員採用選考の実施について</li> <li>・平成27年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験採用候補者名簿の確定について</li> <li>・平成27年人事院勧告の概要について</li> <li>・解雇予告除外認定について</li> </ul>
8	27.08.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員の採用選考について</li> <li>・平成27年度係長職候補者試験の実施について</li> <li>・市長等に対する業務状況の報告について（平成26年度）</li> <li>・不服申立て（平成26年不第1号）に対する裁決について</li> <li>・平成27年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部及び社会人経験者の部）試験申込状況</li> </ul>
9	27.09.01	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年公民較差及び民間給与実態調査結果の概要等について</li> <li>・平成27年職員の給与勧告に関する基本方針について</li> </ul>
10	27.09.08	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の給与に関する報告及び勧告</li> <li>・措置要求書の提出について</li> </ul>
11	27.09.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の給与に関する報告及び勧告（継続審議）</li> </ul>

No.	開催年月日	審 議 案 件
12	27. 10. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置要求書記載事項変更届の提出について</li> <li>・平成27年度身体に障がいのある方を対象とした職員採用選考申込状況</li> </ul>
13	27. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職給料表（一般）、消防職給料表、医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表の平成27年改定について</li> <li>・平成27年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部及び社会人経験者の部）試験第1次試験受験状況及び実施結果</li> </ul>
14	27. 11. 09	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部）試験採用候補者名簿の確定について</li> <li>・措置要求書記載事項変更届の提出について</li> <li>・人事委員会委員長職務代理者の指定について</li> </ul>
15	27. 11. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任命権者に委任している競争試験等の実施結果について（平成27年度前期）</li> <li>・平成27年度係長職候補者試験の第1次試験結果</li> <li>・平成27年度職員採用（社会人経験者の部）試験第1次試験実施結果</li> <li>・地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律について</li> <li>・平成27年8月31日付け措置要求の対応について</li> </ul>
16	27. 12. 07	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例案に対する意見について（札幌市職員の退職管理に関する条例案）</li> <li>・条例案に対する意見について（地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案）</li> <li>・条例案に対する意見について（札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例案）</li> <li>・平成27年8月31日付け措置要求の決定について</li> <li>・平成27年度身体に障がいのある方を対象とした職員採用選考第1次選考受験状況及び実施結果</li> <li>・措置要求書記載事項変更届の提出について</li> </ul>
17	27. 12. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則及び平成26年改正条例附則第9条の規定による地域手当に係る経過措置に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>・札幌市職員の退職管理に関する規則案</li> </ul>
18	28. 01. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度係長職昇任候補者名簿の確定について</li> <li>・平成27年度身体に障がいのある方を対象とした職員採用選考最終合格者の確定について</li> <li>・措置要求書の提出について</li> </ul>
19	28. 02. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度職員採用試験日程（案）について</li> </ul>
20	28. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例案に対する意見について（札幌市発達医療センター条例の全部を改正する条例案）</li> <li>・平成27年12月10日付け措置要求の決定について</li> <li>・解雇予告除外認定について</li> <li>・出産や育児による係長職候補者試験の免除期間の延長について</li> </ul>
21	28. 3. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則案</li> </ul>

No.	開催年月日	審 議 案 件
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則案</li> <li>・措置要求書の提出について</li> </ul>
22	28. 3. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員の採用選考について</li> <li>・職員の採用に係る初任給の承認について</li> <li>・一般職員の昇任選考について（市長請求分）</li> <li>・一般職員の昇任選考について（病院事業管理者請求分）</li> <li>・消防吏員の昇任選考について</li> <li>・教育公務員から一般職員への転任選考について</li> <li>・公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案</li> </ul>
23	28. 3. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事委員会事務局職員の人事発令について</li> <li>・消防吏員の採用選考について</li> <li>・札幌市職員の任用に関する規則及び札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案</li> <li>・勤務地が札幌市内及び東京都特別区内以外である職員の地域手当の支給割合に係る承認について</li> <li>・札幌市職員特殊勤務手当支給規則の改正に係る協議について</li> <li>・職務に専念する義務の免除に係る特例承認等について</li> <li>・札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則案</li> <li>・札幌市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の全部を改正する規則案</li> <li>・札幌市職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>・札幌市人事委員会事務局の組織等に関する規則及び札幌市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>・札幌市人事委員会事務取扱規定の一部改正について</li> </ul>

## II 事務局

### 1 組織（平成28年4月17日現在）



### 2 主な事務分掌（平成28年4月17日現在）

#### <調査課>

- ・ 人事委員会の議事
- ・ 勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての審査請求
- ・ 職員の苦情処理
- ・ 職員団体の登録
- ・ 労働基準監督機関の職権行使
- ・ 給与、勤務時間その他の勤務条件の調査研究及び立案等
- ・ 給与に関する報告及び勧告
- ・ 事務局の庶務、経理
- ・ 他課の主管に属しないこと

#### <任用課>

- ・ 人事に関する統計報告
- ・ 競争試験、選考その他任用
- ・ 勤務延長

### 3 予算（平成28年度）

44,841千円（前年度 43,809千円）

（内訳）・ 委員報酬	9,636千円
・ 人事委員会運営費	35,205千円

### Ⅲ 任 用

平成27年度に人事委員会が行った競争試験及び選考の結果は、次のとおりである。

#### 1 採 用

##### (1) 採用試験

##### ア 採用試験の実施状況

※登録者数…採用候補者名簿登録者数

試験の種類	試験区分	申込者数	受験者数	登録者数※	倍率
		人	人	人	倍
大 学 の 部	一般事務				
	行政コース	1,900	1,659	174	9.5
	福祉コース	123	106	24	4.4
	学校事務	100	91	18	5.1
	土 木	87	71	42	1.7
	建 築	57	49	18	2.7
	電 気	64	57	14	4.1
	機 械	53	44	11	4.0
	衛 生	112	98	18	5.4
	造 園	20	18	5	3.6
	消 防 吏 員	252	240	35	6.9
小 計	2,768	2,433	359	6.8	
短 大 の 部	一 般 事 務	168	133	13	10.2
	学 校 事 務	31	28	4	7.0
	土 木	9	8	4	2.0
	電 気	5	5	1	5.0
	機 械	5	5	1	5.0
	消 防 吏 員	199	160	14	11.4
小 計	417	339	37	9.2	
資 格 ・ 免 許 職	保 健 師	60	58	10	5.8
	保 育 士	140	123	43	2.9
	栄 養 士	148	126	15	8.4
	小 計	348	307	68	4.5
高 校 の 部	一 般 事 務	397	330	35	9.4
	土 木	14	10	4	2.5
	電 気	18	15	4	3.8
	機 械	9	7	2	3.5
	消 防 吏 員	293	266	22	12.1
小 計	731	628	67	9.4	
社 会 人 経 験 者 の 部	一 般 事 務	1,318	1,053	16	65.8
	土 木	146	110	14	7.9
	建 築	62	56	6	9.3
	電 気	90	83	5	16.6
	機 械	64	57	7	8.1
	衛 生	58	49	6	8.2
	造 園	16	15	2	7.5
	保 健 師	47	39	4	9.8
小 計	1,801	1,462	60	24.4	
合 計	6,065	5,169	591	8.7	

イ 試験日程

区分 日程	大学の部、保健師	短大の部、保育士、 栄養士、高校の部	社会人経験者の部
告知日	平成27年5月7日	平成27年7月1日	平成27年7月1日
受付期間	平成27年5月13日 ～ 平成27年5月21日	平成27年7月6日 ～ 平成27年7月14日	平成27年7月6日 ～ 平成27年7月17日
第1次試験日	平成27年6月28日 ～ 平成27年7月13日	平成27年9月27日 ～ 平成27年10月10日	平成27年9月27日 ～ 平成27年11月7日
第1次試験 合格発表日	大学の部 (一般事務(行政、福祉)、学校事務) 平成27年7月17日 上記以外 平成27年7月7日	短大及び高校の部 (一般事務、学校事務) 平成27年10月16日 上記以外 平成27年10月7日	一般事務 平成27年11月13日 一般技術、保健師 平成27年10月23日
第2次試験日	平成27年7月7日 ～ 平成27年8月8日	平成27年10月7日 ～ 平成27年11月3日	平成27年11月20日 ～ 平成27年11月29日
名簿確定日	平成27年8月18日	平成27年11月9日	平成27年12月7日
最終合格発表日	平成27年8月21日	平成27年11月13日	平成27年12月11日

(2) 採用選考

ア 公募式採用選考（身体に障がいのある方を対象とした採用選考）

職	申込者数	受験者数	合格者数	倍率
一般事務	35 人	31 人	2 人	15.5 倍

告知日	平成27年8月25日
受付期間	平成27年9月2日～平成27年9月11日
第1次選考日	平成27年11月15日
第1次選考合格発表	平成27年11月26日
第2次選考日	平成27年11月26日～平成27年12月18日
最終合格発表	平成28年1月14日

イ 非公募式採用選考

平成27年度の採用選考の結果は、部長職9名、課長職8名、係長職3名及び一般職2名である。

## 2 昇 任

### (1) 係長職候補者試験

#### ア 係長職候補者試験の概要

係長職候補者試験は、事務職にあつては、昭和45年度から、技術職（土木系、建築系、設備系、衛生系）にあつては、平成2年度からそれぞれ行っている。

年齢階層に応じた能力実証を行うため、年齢による区分を設定し（Ⅰ…満50歳以上、Ⅱ…満40歳以上かつ満50歳未満、Ⅲ…満40歳未満）、また、受験者の負担を軽減するため、第1次試験の免除制度を設け、第2次試験の不合格者に対して、第1次試験に合格した年度の次の年度以降5年間、第1次試験を免除している。

#### イ 係長職候補者試験の実施状況

※登録者数…昇任候補者名簿登録者数

試験の種別		有資格者数	受験者数	登録者数※	倍率
		人	人	人	倍
事務	Ⅰ	517	68	12	5.7
	Ⅱ	709	323	49	6.6
	Ⅲ	980	615	53	11.6
	小計	2,206	1,006	114	8.8
土木系	Ⅰ	99	12	4	3.0
	Ⅱ	83	55	9	6.1
	Ⅲ	174	145	10	14.5
	小計	356	212	23	9.2
建築系	Ⅰ	8	2	0	-
	Ⅱ	8	2	1	2.0
	Ⅲ	29	19	7	2.7
	小計	45	23	8	2.9
設備系	Ⅰ	54	15	3	5.0
	Ⅱ	29	20	3	6.7
	Ⅲ	70	64	4	16.0
	小計	153	99	10	9.9
衛生系	Ⅰ	28	1	1	1.0
	Ⅱ	31	13	4	3.3
	Ⅲ	78	53	4	13.3
	小計	137	67	9	7.4
合計	Ⅰ	706	98	20	4.9
	Ⅱ	860	413	66	6.3
	Ⅲ	1,331	896	78	11.5
	総計	2,897	1,407	164	8.6

ウ 試験日程

告知日	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日		係長職昇任候補者名簿確定日
			記述式・論述試験	面接試験	
平成27年8月24日	平成27年11月1日	平成27年11月13日	平成27年11月28日	平成27年12月7～17日	平成28年1月12日

(2) 昇任選考

平成27年度の昇任選考の結果は、一般職174名（局長職11名、部長職42名、課長職95名、係長職26名）、消防吏員16名（消防正監3名、消防監4名、消防司令長9名）、計190名である。

3 転任（選考）

平成27年度の転任選考の結果は、教育公務員から一般職員への転任が1名である。

4 任命権者に委任している任用

(1) 採用

ア 選考

任命権者	職	被選考者数	合格者数	倍率	
市長		人	人	倍	
	作業療法士	4	2	2.0	
	精神科療法士 (満30歳未満)	24	1	24.0	
	精神科療法士 (満30歳以上満60歳未満で、 業務経験5年以上)	21	2	10.5	
	医師 現業職	1 149	1 38	1.0 3.9	
病院事業 管理者	一般職員	看護師 (満30歳未満)	63	56	1.1
		看護師 (満30歳以上満60歳未満で、 業務経験5年以上)	34	15	2.3
		助産師 (満30歳未満)	6	6	1.0
		助産師 (満30歳以上満60歳未満で、 業務経験5年以上)	3	2	1.5
		薬剤師	11	3	3.7
		臨床検査技師	25	1	25.0
		診療放射線技師	6	2	3.0
		医師	28	28	1.0

消 防 長		回転翼航空機操縦士	4	1	4.0
交通事業 管理者		高速電車車掌	115	6	19.2

(2) 昇任

ア 競争試験

任命権者	試験の種別	受験者数	合格者数	倍 率
消 防 長		人	人	倍
	消 防 司 令	174	19	9.2
	消 防 司 令 補 A	225	28	8.0
	消 防 司 令 補 B ※1	19	9	2.1
	消 防 士 長 A	146	44	3.3
	消 防 士 長 B ※2	2	2	1.0
	合 計	566	102	5.5

※1 消防司令補B：10年以上消防士長の階級にあり、45歳以上の者

※2 消防士長B：10年以上消防士の階級にあり、40歳以上の者

イ 選考

任命権者	選考にかかる職	昇任者数（人）								
		2級職	3級職	4級職	5級職	6級職	7級職	8級職	9級職	10級職
市 長	行政職	205	137	83	130	-	63	-	6	3
	医師職	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	医療看護職	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	現業職	6	12	-	59	-	-	-	-	-
交通事業 管 理 者	企業職(1)	12	2	7	5	-	1	-	-	-
	企業職(2)	-	-	-	18	-	-	-	-	-
水道事業 管 理 者	企業職(1)	16	6	13	7	-	2	-	-	-
	企業職(2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
病院事業 管 理 者	企業職(行)	14	2	2	4	-	-	-	-	-
	企業職(医師)	1	5	5	-	-	-	-	-	-
	企業職(看護)	23	14	12	4	-	3	-	-	-
	企業職(現)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 防 長	-	57	16	20	19	-	4	-	-	-

- (3) 転任（競争試験）……現業職員から一般職員への転任  
平成27年度の転任試験の合格者は、一般事務4名、土木2名である。

## IV 給与、勤務時間その他の勤務条件

### 1 職員の給与に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法の規定するところにより、職員給与の実態調査及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態調査を実施し、給与等に関する調査研究を行ったうえで、平成27年9月18日に市議会議長及び市長に対して職員の給与等について報告し、併せてその改定について勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

#### (1) 職員給与の調査

項目	内容
調査名	「平成27年札幌市職員給与実態調査」
調査目的	本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため
調査対象	行政職、消防職及び医師職等の5種7給料表の適用職員（再任用職員以外9,750人、再任用職員510人）
調査時点	平成27年4月1日現在
調査内容	平成27年4月分の給与月額、諸手当の支給状況等

#### (2) 民間給与の調査

項目	内容
調査名	「平成27年職種別民間給与実態調査」
調査目的	職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較等を行うため
調査対象	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所から抽出した170所
調査期間	平成27年5月1日から平成27年6月18日までの間
調査内容	平成27年4月分として支払われた給与月額、手当等

#### (3) 職員給与と民間給与の比較（公民給与の較差）

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
356,524円	355,779円	745円 (0.21%)

#### (4) むすび

項目	内容
1 給与の改定	<p>(1) 月例給</p> <p>公民較差の大きさ等を考慮し、基本的な給与である給料とともに、地域手当等を引き上げる必要がある。</p> <p>ア 給料表</p> <p>給料表については、以下のとおり措置する必要がある。</p> <p>(ア) 行政職給料表（一般）</p> <p>行政職給料表（一般）については、民間における水準及び人事院勧告との内容等を考慮し、若年層に配慮した改定を行う必要がある。</p> <p>(イ) 行政職給料表（一般）以外の給料表</p> <p>消防職給料表については、行政職給料表（一般）との均衡を考慮して改定する必要がある。</p>

医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

教育職給料表（高校）、教育職給料表（幼稚園）及び行政職給料表（学校事務）については、北海道における改定状況を考慮して措置する必要がある。

#### イ 諸手当

諸手当のうち、地域手当及び初任給調整手当については、以下のとおり措置する必要がある。

ただし、教育職給料表（高校）、教育職給料表（幼稚園）又は行政職給料表（学校事務）の適用を受ける職員の諸手当については、北海道における改定状況を考慮して措置する必要がある。

##### (ア) 地域手当

地域手当については、従前より国に準じて改定を行ってきていることから、東京都特別区内に勤務する職員及び医師職給料表の適用を受ける職員における同手当の支給割合について、人事院勧告の内容を踏まえ、改定を行う必要がある。

##### (イ) 初任給調整手当

医師に支給される初任給調整手当の限度額については、人事院勧告の内容に準じて、改定を行う必要がある。

#### (2) 特別給

職員の特別給である期末・勤勉手当については、市内民間事業所との均衡を図るため、年間支給月数を引き上げる必要がある。引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、勤勉手当に配分し、本年度については12月の勤勉手当を引き上げ、平成28年度以降については6月及び12月の勤勉手当が均等になるよう配分する必要がある。

ただし、教育職給料表（高校）、教育職給料表（幼稚園）又は行政職給料表（学校事務）の適用を受ける職員の期末・勤勉手当については、北海道における改定状況を考慮して措置する必要がある。特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員の期末手当については、特別職の改定状況を考慮して措置する必要がある。

#### (3) その他の給与制度に関する課題

配偶者手当をめぐっては、昨年以来、経済財政諮問会議等の場において、税制及び社会保障制度と併せて、女性の活躍を推進する観点から、女性が働きやすい制度となるよう見直しをすべきとの議論がなされてきており、国家公務員の配偶者に係る扶養手当についても、政府から人事院に対し検討要請が行われている。

そのような中、本年の人事院勧告では、民間企業における家族手当の支給状況の調査結果を踏まえると、現時点では、扶養手当の支給要件を見直す状況にはないとしながらも、引き続き民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について必要な検討を行っていく旨、報告がなされたところである。

	<p>これら国における一連の動向は、本市の扶養手当制度にも大きな影響を及ぼすものであることから、本市においても、国の検討状況等を注視していくこととする。</p> <p>(4) 実施時期</p> <p>本年の給与改定については、平成27年4月1日からの実施とすることが適当である。</p> <p>ただし、本年の勤勉手当の支給月数の改定については、平成27年12月1日から、平成28年度以降の勤勉手当の支給月数の改定については、平成28年4月1日からの実施とすることが適当である。</p>
<p>2 給与制度の総合的見直し</p>	<p>本市においては、昨年の人事委員会勧告において、国における「給与制度の総合的見直し」等を考慮し、本市職員の年齢構成や在職実態等を踏まえた給与制度とするため、世代間給与配分等の見直しを行うよう勧告を行い、本年4月から実施している。</p> <p>平成28年度においては、本年の人事院勧告の内容を踏まえ、以下のとおり措置する必要がある。</p> <p>(1) 地域手当の支給割合の改定</p> <p>東京都特別区内に勤務する職員及び医師職給料表の適用を受ける職員における地域手当の支給割合については、人事院勧告の内容を踏まえ、平成28年4月1日から、札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）に定める支給割合とする必要がある。</p> <p>(2) 単身赴任手当の支給額の改定</p> <p>単身赴任手当については、従来から国の支給状況等を考慮し改定を行ってきていることから、同手当の基礎額及び加算額の限度について、人事院勧告の内容を踏まえ、平成28年4月1日から、国と同様の改定を行う必要がある。</p>
<p>3 人事行政運営上の検討課題</p>	<p>近年、少子化や高齢化が急激に進展する中、行政に求められる役割は、ますます複雑・多様化してきている。これに加えて、人口減少というこれまで経験したことのない問題にも直面しつつある。</p> <p>一方で、本市の職員構成は大幅に変化してきている。</p> <p>こうした中、社会経済情勢の変化に的確に対応し、市民の期待に応えていくには、多様で有為な人材を確保し、育成・活用するとともに退職や再任用まで含めた長期的な視点に立って、それぞれの職員がやりがいを持って、安心して働いていけるよう、組織力を高めていく必要がある。</p> <p>(1) 人材の確保、育成</p> <p>本市においては、これまでも職員採用試験制度の見直しを行うなど、より多くの人を受験できるようにすることで、視野が広く、柔軟性があり、意欲と行動力のある人材の確保に努めてきた。</p> <p>しかし昨今は、少子化による若年人口の減少に加え、景気の回復などにより、民間企業の採用活動が急速に活発化しており、職員の採用環境は極めて厳しい状況となっている。</p> <p>こうした中で、札幌市の将来を担う有為な人材を確保していくた</p>

めには、本市の仕事の魅力ややりがいなどを幅広く継続して発信するなど、これまでの人材確保の取組を更に進めていく必要がある。

とりわけ技術系の職種においては、受験者が減少しているほか、職員数が年齢層によって偏在しており、技術の継承についても懸念される場所である。昭和47年の札幌オリンピック開催とともに整備されてきた都市基盤が、今後大量に更新の時期を迎えることを勘案すると、長期的な視点に立った職員の採用や育成とともに、職種の枠にとらわれない柔軟な人員配置も求められるものとする。

厳しい財政状況の中、時代の要請に応じた質の高いきめ細かな行政サービスを継続的に提供していくには、職員の様々な能力や経験を生かすことのできる職場環境を形成することはもちろんのこと、「職員は市民にとっての貴重な財産である」という考えに立って、職員一人ひとりの適性と業務に応じた能力開発を行い、適正な評価のもとで意欲を高め、組織力の向上へとつなげていくことが重要である。

## (2) 女性職員の活躍

本市においては、近年、政令指定都市への移行期の職員が大量に退職し、若年層の割合が高まってきているほか、女性職員の割合も3割程度となるなど、職員構成が大幅に変化してきている。

そのため、これまで以上に、ライフスタイルの変化に合わせた多様な働き方のできる職場環境や、性別や年齢を問わず、能力と意欲のある職員が活躍できる組織づくりに努める必要がある。

中でも、近年、女性職員が急増しており、市長部局における新採用職員に占める割合は4割程度になってきている。しかし、女性係長職の割合は、1割5分に満たないなど、いまだに多くの女性職員がその持てる能力を十分に発揮しているとは言えない状況にある。

国においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」が成立するなど、官民で女性がその能力を存分に生かすことのできる社会にしていくための基盤整備が進められており、本市においても、これまで、男女差のない任用、女性職員の職域拡大や子育てしやすい環境の整備などに取り組んできたところである。

それにもかかわらず、女性役職者の数がなかなか増えていかないのは、係長職候補者試験の受験開始年齢が、結婚や出産、育児などの時期と重なり、仕事と家事の両立への負担感から、受験をためらう女性職員が多いことが、要因の一つと考えられる。

そのため、意欲のある女性職員がその持てる能力を十分に伸ばし発揮することのできるよう、個々の職員の資質を見極め、多様な職務経験を積ませるとともに、出産・育児などのライフイベントに応じてキャリアデザインを描くことのできる取組を更に進めていくことが重要である。そのうえで、能力本位の評価と登用を推し進めていくべきである。

また、管理監督者にあつては、男性の積極的な子育てや仕事と家庭の両立といったことが、自然なものとして受け入れられる組織風土の醸成にも努める必要がある。

### (3) 再任用職員の活用

本委員会は、昨年報告において、近年、増加傾向にある若手職員の人材育成役や新たな役職者の有能な補佐役として、再任用職員を活用することの重要性について言及したところである。

とりわけ、昨今、市民ニーズが複雑・多様化し、行政の専門化が進んできていることを踏まえると、質の高い行政サービスを継続的に提供していくためには、再任用職員の持つ豊富な知識や経験を、途絶えさせないように若手職員に引き継いでいくことが必要であり、再任用職員の積極的な活用の推進とともに、再任用職員がその能力を遺憾なく発揮できる環境を整備することが重要である。

そのため、管理監督者にあつては、再任用職員が職場において重要な役割を担う存在であることを職場全体の共通認識とするとともに、再任用職員を有効に活用していく必要がある。

また、再任用職員が高い意欲を持って職務に精励できるようにするための研修制度を更に充実させるほか、処遇のあり方を含め、再任用職員の持つ知識や経験を有効に発揮させるための環境整備について、精力的に検討を進めていく必要がある。

## 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

本市においては、超高齢社会、さらには、これまで経験したことのない人口減少という問題に直面しており、大きな行政の転換期を迎えている。

こうした中、新たな行政課題の発生や、市民ニーズの複雑多様化により、行政に求められる役割は、ますます大きくなるものと予測される。このような時代の変化に的確に対応し、活力あふれる札幌らしい魅力を維持するとともに、質の高い行政サービスを提供していくためには、担い手である職員が自らの能力を最大限発揮していくことが不可欠である。

そのため、職員一人ひとりのライフスタイルに合う多様な働き方のできる職場環境の整備や職員の意識改革の推進等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が重要となる。

### (1) 家庭生活の安定・充実に向けて

国においては、本年の人事院勧告において、特に育児・介護を行う職員が、より柔軟な勤務形態をとることが可能となるよう、フレックスタイム制の拡充が言及された。本市においては、これまでも子育てや介護を行う職員を対象とした休暇・休業制度の整備を図ってきたところであるが、フレックスタイム制等、職員に柔軟な勤務形態の選択肢を用意することについては、区役所等の窓口業務の多い職場でどのように行政サービスを維持していくか等、職場の実態について十分考慮し、検討する必要がある。

一方で、男性職員の育児休業の取得が進んでいない状況等もみられることから、管理監督者が率先して、子育てや介護関連の休暇・

休業制度の周知や利用しやすい職場の雰囲気づくりに努めることも重要である。

また、家庭生活の時間を確保することは、子育てや介護を行う職員はもちろんのこと、全ての職員にとって、心身の健康保持や自己研鑽時間の確保等といった観点から重要であるため、管理監督者は所属職員の状況に配慮しつつ、適切な公務運営を行う必要がある。

(2) 総実勤務時間の縮減

総実勤務時間の縮減は、ワーク・ライフ・バランスの観点から極めて重要な課題であるため、本市においては超過勤務の縮減、休暇の取得促進に関する様々な取組が行われているところである。

しかしながら、平成23年度以降、超過勤務時間数は増加傾向に、休暇取得日数は減少傾向にあるほか、特定の職場において、職員一人当たり年間360時間以上の超過勤務が恒常化している状態が認められ、改善すべき喫緊の課題となっている。

特に年間超過勤務時間が恒常的に多い職場では、事務事業における課題解決や目標達成を図るだけでなく、これまで以上に超過勤務時間の縮減、休暇の取得促進にも重きを置くことが求められる。

現在、国を挙げて長時間労働削減のため、働き方を含めた生活スタイルを変革する機運が高まっており、そうした中で、総実勤務時間の縮減を図っていくためには、超過勤務の実態を十分に調査・分析し、効果的な縮減策について検討することはもちろんのこと、今までのやり方に満足することなく、執行体制や、仕事の進め方がどうあるべきか、基本に立ち返って見直していく必要がある。

職員一人ひとりが公務能率の向上や計画的な業務執行に努めるとともに、管理監督者にあっては、事務の簡素化・効率化の実施、職員の勤務時間の適正管理などのマネジメントを行う中で、全ての職員がその能力を最大限発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進・実現を図ることも重要な責務であることを再認識していただきたい。

5 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）

職員の心身が健康であることは、意欲的な職務の遂行を可能にし、職場の活力向上、効率的な公務運営や質の高い行政サービスの提供につながることから大変重要である。

本市においては、「札幌市職員の心の健康づくりのための指針」等に掲げる取組を進めているが、依然として休務者全体に占める精神疾患の割合は5割前後で推移する等、厳しい状況が続いている。そのため、引き続きメンタルヘルス不調者の予防、早期発見と早期治療、円滑な職場復帰に努めるとともに、再発防止に向けた実効性のある取組を進めていくことが肝要である。

昨年の労働安全衛生法の改正により、事業者に心理的な負担の程度を把握するための検査やその結果に基づく面接指導等の実施を義務付けるストレスチェック制度が創設された。本市においても、メンタルヘルスケアにおける予防対策として平成28年度からの本格導入を目指

	<p>しているが、本制度の適正かつ効果的な実施に期待したい。</p> <p>ところで、本市において、メンタルヘルス相談窓口に対し、セクハラ・パワハラに関する相談件数が一定程度寄せられていることは、大変懸念すべき状況である。セクハラ・パワハラは決してあってはならないことであり、今年度、基本方針として、「札幌市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を制定したところである。管理監督者にあっては、本要綱に基づき、ハラスメント防止に向けた意識啓発や、風通しの良い職場づくりに努めることを徹底していただきたい。</p>
6 服務規律の確保	<p>行政の力のみならず、市民や企業の力も結集したオール札幌でのまちづくりを進めていくには、市政に対する市民の信頼を損なうようなことはあってはならない。</p> <p>これまでも、職員の不祥事防止については、全庁一丸となって取組を進めてきているが、市政への信頼を揺るがす重大な非違行為の発生が後を絶たないのは大変残念な状況である。</p> <p>不祥事の防止には、個々の職員が職務内外で公務員としての高い倫理観や法令遵守の強い意識を持ち続けることが何よりも大切であり、服務規律の確保に係る取組を形骸化させることなく、着実かつ地道に進めることが重要である。</p> <p>そのため、管理監督者は、自ら率先垂範して服務規律の確保を図ることはもとより、職員への呼びかけを徹底するなど、不祥事を起こさない職場環境の形成により一層努めていく必要がある。</p> <p>職員一人ひとりにあっては、服務規律に係る呼びかけを決して他人事とせず、公務員は全体の奉仕者で、重い社会的責任を担う存在であること、また、たとえ一部の者の不祥事であったとしても、市政全体に対する市民の信頼を損なうものであることを強く自覚し、札幌市職員としての誇りを忘れることなく市民の信頼と信託に応えていくことを求めたい。</p>
7 地方公務員法の改正に伴う所要の整備	<p>「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）」が、平成28年4月に施行される。</p> <p>改正内容は多岐にわたるが、これにより、地方公共団体にも人事評価制度が導入され、能力や実績に基づいた人事管理の徹底が求められることとなる。また、再就職者による依頼等の規制が導入され、退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることが求められる。</p> <p>本市においては、既に人事評価制度や再就職者を対象とした退職管理については実施しているところであるが、改正内容に沿った制度への見直し等を的確に行う必要がある。</p>
8 道費負担教職員の給与負担等に係る権限の本市移譲への対応	<p>現在、本市における市立小学校、中学校及び特別支援学校教職員については、任命権こそ本市にあるものの、給与負担等に係る権限は北海道が持っているという状態になっている。</p> <p>この状態を解消すべく、給与負担等に係る権限を政令指定都市に移譲する内容を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51</p>

	<p>号)」が公布され、平成29年4月に施行される見込みである。</p> <p>これに伴い、市立小学校等教職員の給与負担等に係る権限が、北海道から本市に移譲されるため、当該教職員の勤務条件を、本市に現存する他職種との均衡等を考慮した適正なものとする必要がある。</p> <p>また、従前より、市立学校教職員全体で処遇等の整合性を図ってきていることから、市立高等学校及び幼稚園等教職員の勤務条件についても、同様の見直しを図る必要がある。</p>
	<p>(おわりに)</p> <p>本市においては、先に述べたとおり、現在、大きな行政の転換期を迎えていることから、今まで以上にそれぞれの職員が自らの能力を高め合い、個々の力を一つに結集することで、この難局に立ち向かっていく必要がある。</p> <p>本委員会としては、職員一人ひとりが、194万市民の生活を支えているという誇りと、この街をもっと良くしたいという熱い思いを持ち続け、より一層、職務にまい進されることを期待するものである。</p> <p>議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、適切に対応されるよう望むものである。</p>

(5) 勧告

項 目	内 容
1 給料表	<p>(1) 行政職給料表（一般）</p> <p>行政職給料表（一般）については、民間における水準及び人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に配慮した改定を行うこと。</p> <p>(2) 行政職給料表（一般）以外の給料表</p> <p>消防職給料表については、行政職給料表（一般）との均衡を考慮して改定すること。</p> <p>医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。</p> <p>教育職給料表（高校）、教育職給料表（幼稚園）及び行政職給料表（学校事務）については、北海道における改定状況を考慮して措置すること。</p>
2 諸手当	<p>諸手当については、以下のとおり改定すること。ただし、教育職給料表（高校）、教育職給料表（幼稚園）又は行政職給料表（学校事務）の適用を受ける職員にあっては、北海道における改定状況を考慮して措置すること。</p> <p>(1) 初任給調整手当</p> <p>初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当</p> <p>期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。ただし、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員にあっては、特別職の改定状況を考慮して措置すること。</p>

	<p>ア 平成27年12月以降の勤勉手当</p> <p>(ア) 特定職員以外の職員 12月に支給される勤勉手当の支給月数を0.85月分とすること。ただし、再任用職員にあつては、同月に支給される勤勉手当の支給月数を0.4月分とすること。</p> <p>(イ) 特定職員 12月に支給される勤勉手当の支給月数を1.05月分とすること。ただし、再任用職員にあつては、同月に支給される勤勉手当の支給月数を0.5月分とすること。</p> <p>イ 平成28年4月以降の勤勉手当</p> <p>(ア) 特定職員以外の職員 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.8月分とすること。ただし、再任用職員にあつては、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.375月分とすること。</p> <p>(イ) 特定職員 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.0月分とすること。ただし、再任用職員にあつては、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.475月分とすること。</p>
4 改定の実施時期等	この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、2の(2)のイについては平成27年12月1日から実施し、2の(2)のイについては、平成28年4月1日から実施すること。

## 2 職員に関する条例の制定、改廃に関する意見の申出

本委員会は、市議会から「札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例案」等について意見を求められ、これらについて意見の申出を行った。

以下の条例案については、異議のない旨意見の申出を行った。

年 月 日	条 例 案 名	概 要
27. 12. 7	札幌市職員の退職管理に関する条例案	改正された地方公務員法の趣旨等を踏まえ、再就職をした元職員による働きかけの規制等、職員の退職管理に関し必要な事項を定める。
27. 12. 7	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	地方公務員法の改正に伴い、能力及び実績に基づく人事管理の徹底という趣旨を踏まえ、本市の条例で定めなければならない事項の規定整備を行う。
27. 12. 7	札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告に基づき、各種給料表及び特別給の引上げ、各種手当の改定を行うほか、同一週を超える週休日の振替

		に伴う時間外勤務手当の支給についての改正を行う。
28. 2.18	札幌市発達医療センター条例の全部を改正する条例案	札幌市発達医療センターの入所施設としての機能廃止に伴い、札幌市職員特殊勤務手当条例（平成11年条例第15号）の夜間診療等業務手当に係る規定を削除する。

## Ⅴ 公平審査

### 1 勤務条件に関する措置要求の審査

平成27年度における措置要求事案の審査状況は、次のとおりである。

事 案 名	受理年月日 〔要求書提 出年月日〕	要求者	審査状況
勤務条件（職場のパソコンに管理者権限でログインする場合等の通知等）に関する措置要求事案	(H27. 8.31)	1	H27. 12. 7 却下
勤務条件（職場のパソコンに管理者権限でログインしないこと及び電子メールの受発信を傍受しないこと等）に関する措置要求事案	(H27. 12. 10)	1	H28. 2. 18 却下
勤務条件（職場のパソコンに管理者権限でログインしないこと及び電子メールの受発信を傍受しないこと等）に関する措置要求事案	(H28. 2. 25)	1	H28. 6. 9 却下

### 2 不利益処分に関する不服申立ての審査

平成27年度における不服申立事案は、係属事案及び新規受理事案ともない。

### 3 職員からの苦情の処理

平成27年度における相談件数は、次のとおりである。

	任用	給与	勤務条件等	福利厚生	公平審査	セハラ・いじめ	その他	合計
相談	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	3 件	4 件
処理	0	0	0	0	0	1	3	4

## VI 職 員 団 体

### 1 職員団体の登録

平成28年4月1日現在、職員団体の登録等に関する条例に基づき人事委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

職員団体の名称	事務所所在地	単一体、連合体の別	法人格の有無	登録年月日
自治労札幌市役所職員組合	札幌市中央区北1条西2丁目 (本庁舎内)	単一体	有	S41. 10. 12
札幌市立高等学校教職員組合	札幌市中央区南3条西12丁目 (北海道教育会館内)	〃	無	S47. 9. 14
自治労札幌市学校事務労働組合	札幌市北区北6条西7丁目 (北海道自治労会館内)	〃	〃	S49. 7. 23

なお、平成27年度中における登録事項の変更状況は次のとおりである。

職員団体の名称	登録事項の変更件数	
	役員	規約
自治労札幌市役所職員組合	1 件	0 件
札幌市立高等学校教職員組合	1	0
自治労札幌市学校事務労働組合	1	0
計	3	0

## 2 管理職員等の指定状況

本市における機関別管理職員等の数及び指定率は、次のとおりである。

(平成28年4月1日現在)

機 関		局長職	部長職	課長職	係長職	一般職	計	
		人	人	人	人	人	人	
議 会 事 務 局		1	1	3	1	0	6	
市 長 部 局	本 庁	19	98	271	83	26	497	
	区 役 所	10	39	190	10	0	249	
教育委員会事務局		2	7	21	17	9	56	
人事委員会事務局		1	1	2	7	0	11	
市選挙管理委員会事務局		0	1	1	1	0	3	
監 査 事 務 局		1	1	3	1	0	6	
計		34	148	491	120	35	828	
指 定 率 ( 注 1 )		10.14%						

(平成28年4月1日現在)

機 関	校長及 び園長	副校長	教頭	事務長	局長職	部長職	教務 主事等	課長職	係長職	計
幼 稚 園	人 10	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 10
小 学 校	200	0	201	0	0	0	0	0	0	401
中 学 校	97	0	99	0	0	0	0	0	0	196
高 等 学 校	8	6	8	7	0	0	0	0	0	29
中等教育学校	1	1	1	1	0	0	0	0	0	4
特別支援学校	4	0	5	4	0	0	0	0	0	13
計	320	7	314	12	0	0	0	0	0	653
指 定 率 ( 注 2 )	7.39%									

(注1) 「指定率」の算出基礎となった職員数には、特別職、企業職員、消防職員、教職員(教職員から事務職員に転任している職員を除く。)及び単純労務職員は含まれていない。

(注2) 「指定率」の算出基礎となった教職員数には、学校事務職員及び学校栄養職員を含み、教職員から事務職員に転任している職員並びに単純労務職員は含まれていない。

## VII 労働基準監督機関

### 1 適用事業所の号別決定

北海道労働局との協定による適用事業所の号別決定は、次のとおりである。

[平成28年4月1日現在]

監督機関	労働基準法別表第1号別等	任命権者	事業又は事務所
労働局	第1号	市長	各水処理センター（各水再生プラザ運転係を含む。）
	第3号	市長	各区土木部
	第13号	市長	精神保健福祉センター／子ども発達支援総合センター（はるにれ学園、みかほ整肢園及び発達医療センターを除く。）／はるにれ学園／みかほ整肢園／発達医療センター／保健所（食の安全推進課広域食品対策係・市場検査係及び動物管理センターを含み、施設課を除く。）／各保育・子育て支援センター／各保育園／児童相談所地域連携課一時保護係及び一時保護二係／各区保健福祉部健康・子ども課
	第15号	市長	保健所施設課／各清掃事務所／処理場管理事務所（各処理場を含む。）／各清掃工場／各下水管理センター
人事委員会	第12号	市長	衛生研究所／認定こども園にじいろ／農業支援センター／円山動物園
		消防長	消防学校
		教育委員会	教育センター／中央図書館／各小学校／各中学校／各高等学校／開成中等教育学校／各養護学校／各幼稚園
	別表第1各号に該当しない官公署	市長	本庁市長事務部局（スポーツ部、招致推進部、子ども育成部、子育て支援部（各保育・子育て支援センター、各保育園及び認定こども園にじいろを除く。）、子どもの権利救済事務局及びみどりの推進部を含む。）／自治研修センター／情報システム部／東京事務所／各市税事務所／児童相談所（地域連携課一時保護係及び一時保護二係を除く。）／中央卸売市場／下水道河川局総務部／下水道施設部（各下水管理センター及び各水処理センターを除く。）／各区（各土木部及び各保健福祉部健康・子ども課を除く。）
		消防長	総務部（消防学校を除く。）／予防部／警防部／各消防署
		教育委員会	生涯学習部／学校教育部（教育センターを除く。）
		選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
		人事委員会	人事委員会事務局
		代表監査委員	監査事務局
	市議会議長	議会事務局	

備考 この表に掲げていない事業所又は事務所であって第12号又は別表第1各号に該当しない官公署の事業を行うものについては、直近上位の組織に含まれる。

## 2 職権行使の状況

平成27年度中に人事委員会が職権行使した主なものは、次のとおりである。

項 目	件 数
解 雇 予 告 除 外 認 定	3 件
第一種圧力容器使用再開検査	1 件
ボイラー変更検査	1 件
合 計	5

## VIII 公平委員会の事務の受託

### 1 本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体

地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる。この規定に基づき、本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体は、次のとおりである。

団 体 名	所 在 地	受託年月日
札幌広域圏組合	札幌市中央区北1条西1丁目	H 9. 4. 10
北海道後期高齢者医療広域連合	札幌市中央区南2条西14丁目	H19. 7. 6

### 2 受託事務の内容

地方公務員法第8条第2項に規定する次の事務を受託している。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の審査
- (2) 不利益処分に関する審査請求の審査
- (3) 職員の苦情処理
- (4) 職員団体の登録
- (5) 管理職員等の範囲を定める規則の制定



# 参 考 資 料

第1表 職 員 の 構 成

第2表 公 民 較 差 の 推 移

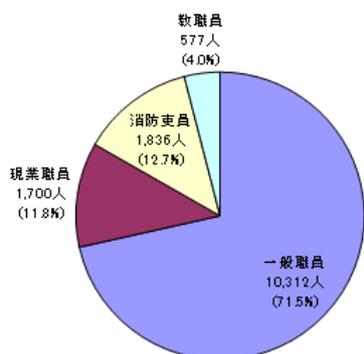
## 第 1 表 職員 の 構 成

人事委員会では、毎年「職員数に関する資料収集」を行い、任用制度の研究・検討に必要な基礎的統計資料を作成している。

平成28年4月1日現在の本市全職員数（企業職員を含み、特別職を除く。）は、14,425人であり、その内訳は図1のとおりである。

資料収集の対象としている職員は、教職員を除く一般職員、現業職員、消防吏員であるが、このうち一般職員の年齢構成等は図2～図7のとおりとなっている。

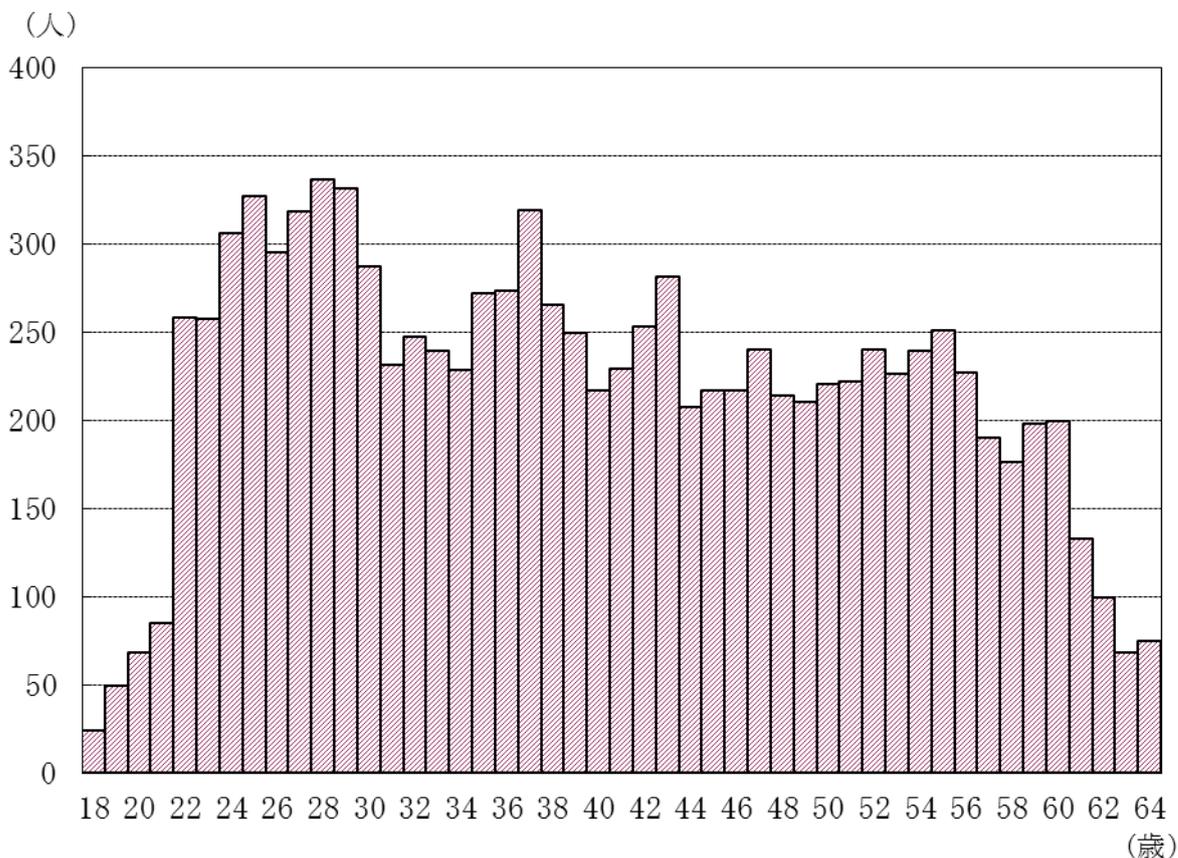
図 1 職員の内訳



内 訳	職 員 数
一般職員	10,312 (71.5%)
現業職員	1,700 (11.8%)
消防吏員	1,836 (12.7%)
教 職 員	577 (4.0%)
合 計	14,425 (100.0%)

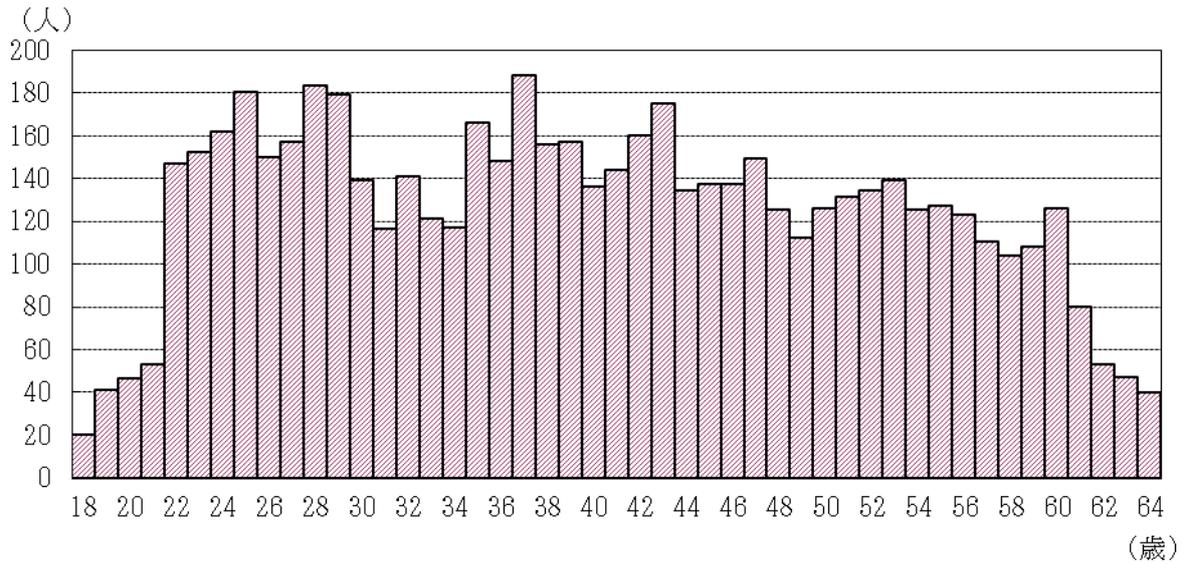
図 2 一般職員の年齢別構成（全体）

一般職員全体 10,312人（平均40.0歳）



**図3 一般職員の年齢別構成（事務職員）**

事務職員 5,901人（平均40.2歳）



**図4 一般職員の年齢別構成（技術職員）**

技術職員 4,411人（平均39.8歳）

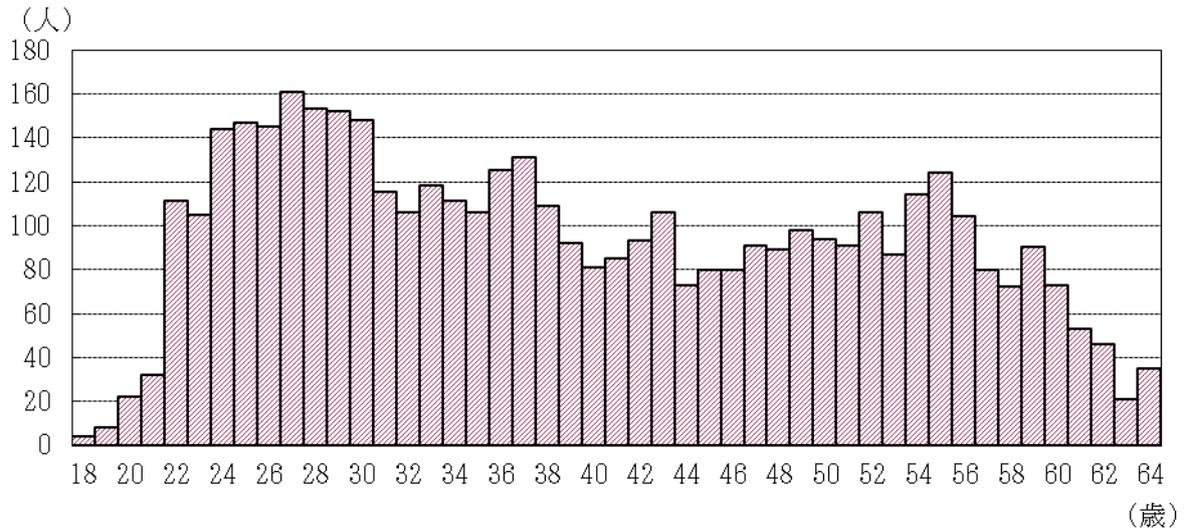
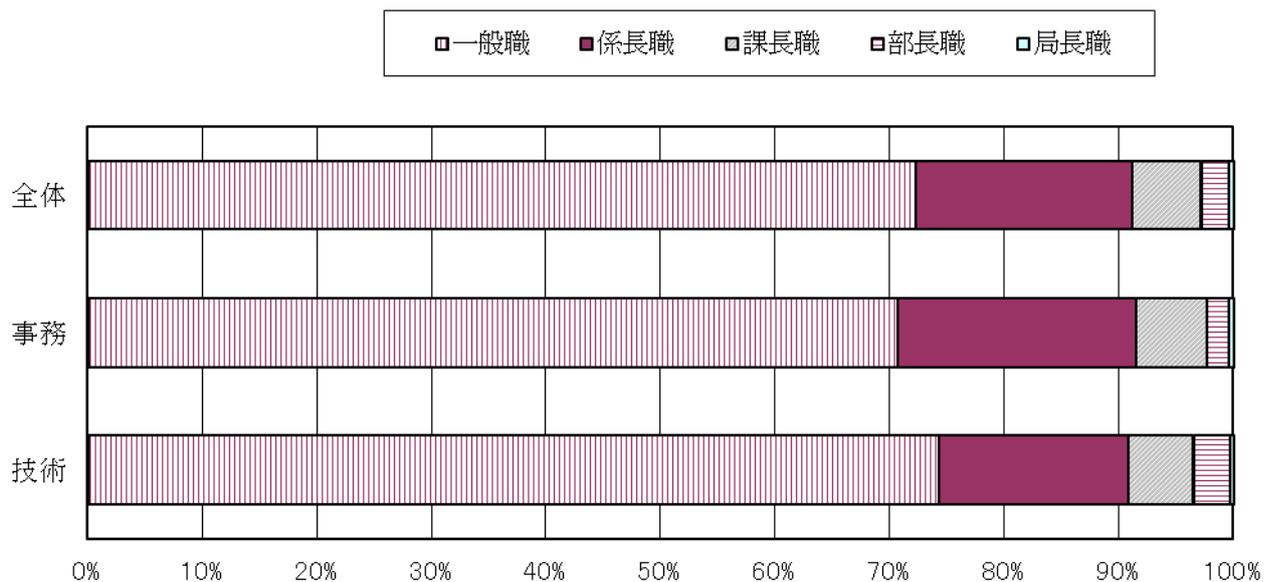
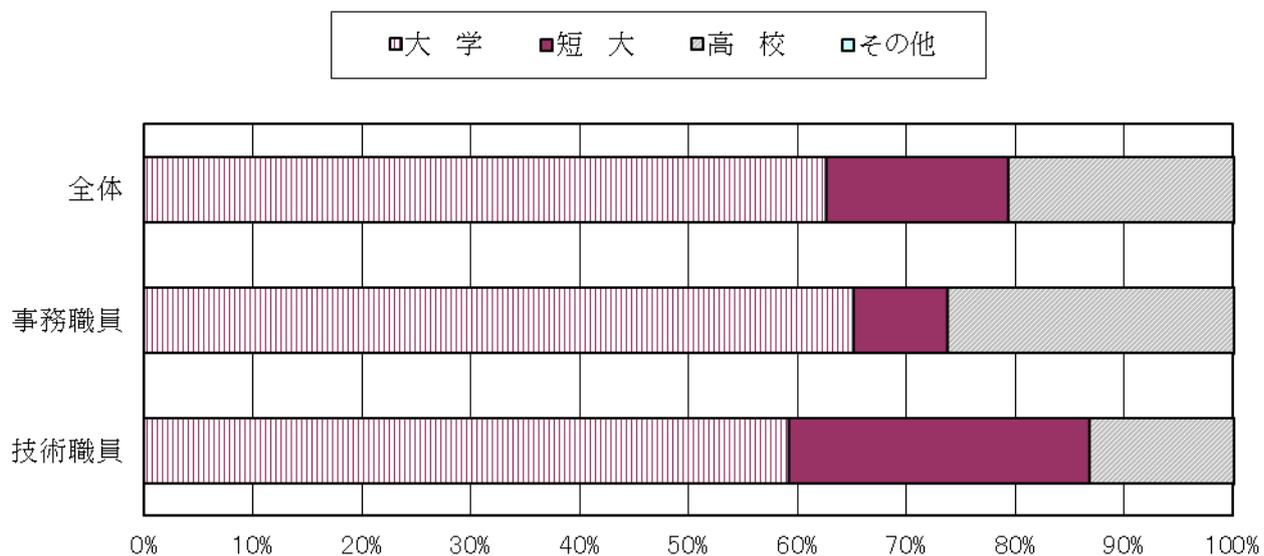


図5 一般職員の職の階位別構成



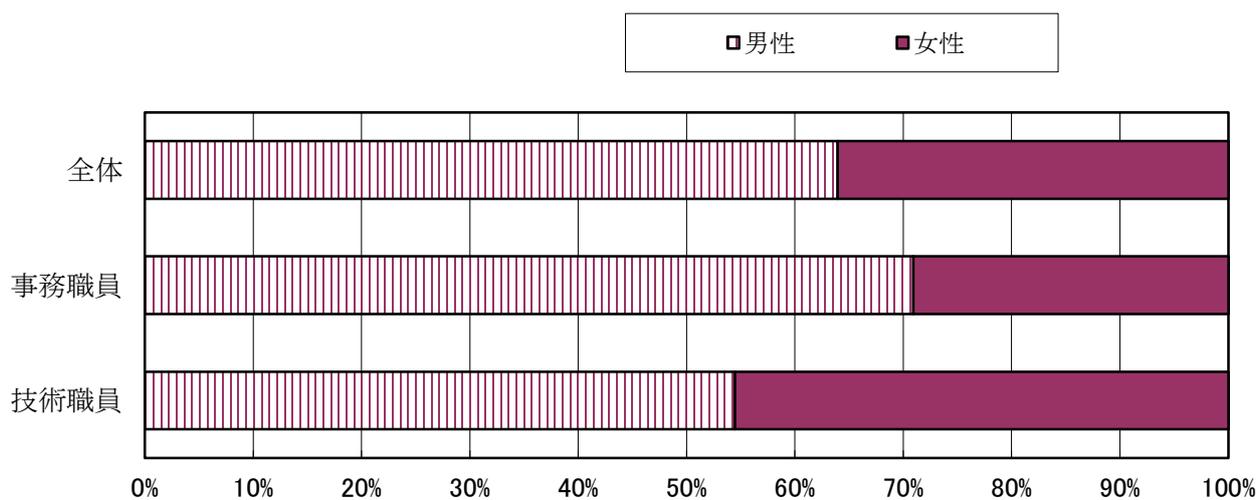
	合 計	一般職	係長職	課長職	部長職	局長職
全 体	10,312	7,445 (72.2%)	1,959 (19.0%)	613 (5.9%)	252 (2.4%)	43 (0.4%)
事務職員	5,901	4,169 (70.6%)	1,229 (20.8%)	364 (6.2%)	111 (1.9%)	28 (0.5%)
技術職員	4,411	3,276 (74.3%)	730 (16.5%)	249 (5.6%)	141 (3.2%)	15 (0.3%)

図6 一般職員の学歴別構成（最終学歴）



	合 計	大 学	短 大	高 校	その他
全 体	10,312	6,453 (62.6%)	1,720 (16.7%)	2,114 (20.5%)	25 (0.2%)
事務職員	5,901	3,842 (65.1%)	506 (8.6%)	1,540 (26.1%)	13 (0.2%)
技術職員	4,411	2,611 (59.2%)	1,214 (27.5%)	574 (13.0%)	12 (0.3%)

図7 一般職員の男女別構成

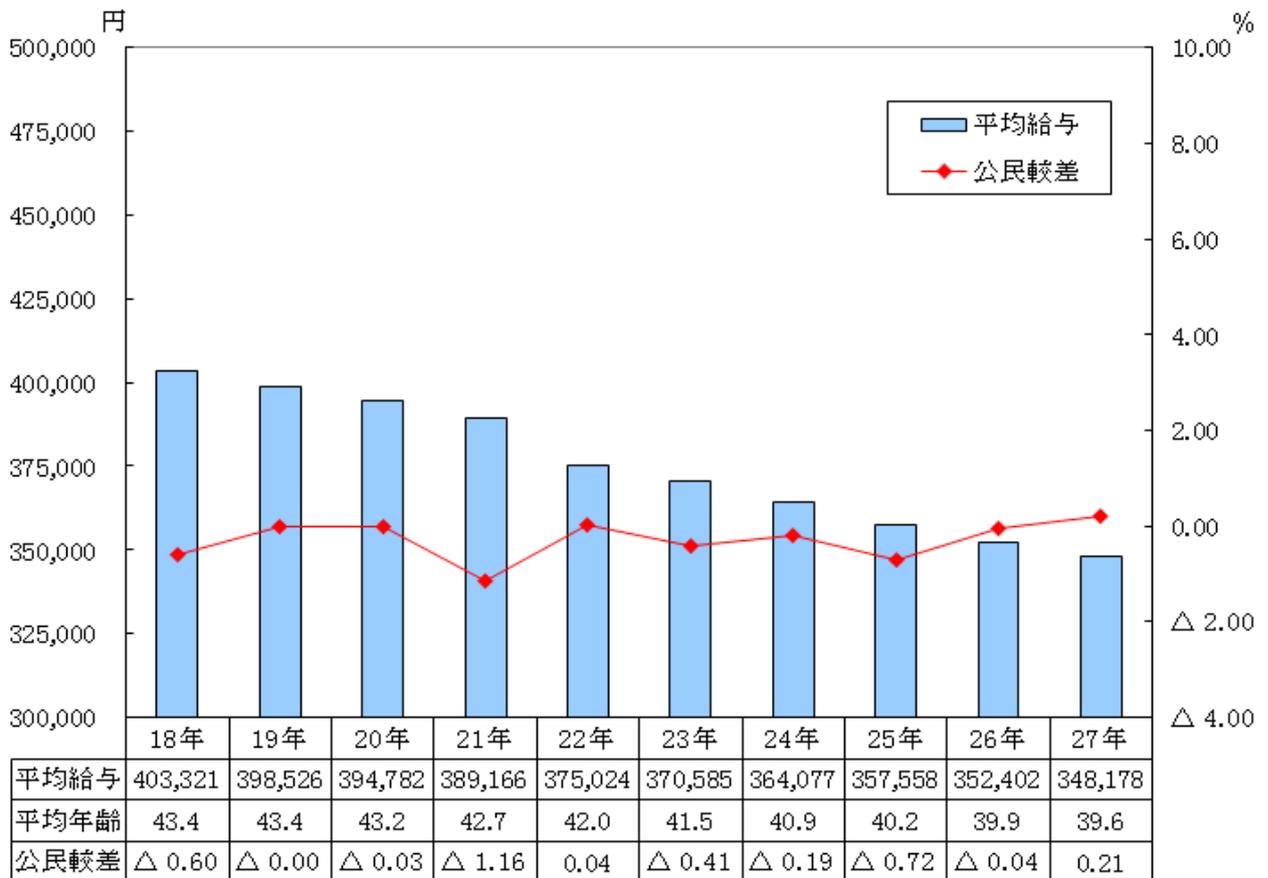


	合 計	男 性	女 性
全 体	10,312	6,523 (63.3%)	3,789 (36.7%)
事務職員	5,901	4,134 (70.1%)	1,767 (29.9%)
技術職員	4,411	2,389 (54.2%)	2,022 (45.8%)

第2表 公民較差の推移

	札幌市の公民較差		(参考) 国の官民較差	
	率	額	率	額
平成18年	△0.60 %	△2,476 円	0.00 %	18 円
平成19年	△0.00 %	△12 円	0.35 %	1,352 円
平成20年	△0.03 %	△125 円	0.04 %	136 円
平成21年	△1.16 %	△4,642 円	△0.22 %	△863 円
平成22年	0.04 %	155 円	△0.19 %	△757 円
平成23年	△0.41 %	△1,548 円	△0.23 %	△899 円
平成24年	△0.19 %	△706 円	△0.07 %	△273 円
平成25年	△0.72 %	△2,677 円	0.02 %	76 円
平成26年	△0.04 %	△151 円	0.27 %	1,090 円
平成27年	0.21 %	745 円	0.36 %	1,469 円

(参 考) 過去10年間に於ける札幌市の公民較差及び平均給与の推移



- (注) 1 平均給与及び平均年齢は当該年4月1日現在の行政職給料表(一般)適用職員のものである。  
 2 平均給与は給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当及び寒冷地手当の合計額である。

人事委員会年報 平成 27 年度  
(平成28年 7 月 発行)

市政等資料番号	01-U02-16-1144
関係部局保存期間	1 年

編集・発行

札幌市人事委員会  
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
TEL (011) 211-3147  
FAX (011) 211-3148